

呉市新型インフルエンザ等対策行動計画（改定案）について

1 呉市新型インフルエンザ等対策行動計画（改定素案）に対する意見

(1) 市民意見募集（パブリックコメント）の結果

呉市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「本計画」といいます。）の改定に当たり、令和7年12月22日（月）から令和8年1月20日（火）まで（30日間）意見募集を行ったところ、意見はありませんでした。

(2) 呉市感染症診査協議会委員の意見

意見はありませんでした。

(3) その他の意見

広島県から複数の意見がありました。主な意見に対する市の考え方等は、次のとおりです。

意見の要旨	修正後（案）	市の考え方等
<p>P43③-1 サーベイランス 準備期 (2) 対応 エ DXの推進</p> <p>「市は、<u>感染症指定医療機関</u>に対し、電磁的方法による<u>届出等の義務や新型インフルエンザ等の患者等が入院、退院又は死亡した場合における電磁的方法による報告の義務</u>について周知するとともに、<u>その他医療機関に対しても電磁的方法による届出の活用</u>について周知し、<u>感染症発生届及び積極的疫学調査に関する情報の国のシステムを用いた迅速かつ効率的な収集を図る。</u>」とあるが、貴市における感染症指定医療機関の実態に合わせ、国手引の「<u>医師や指定届出機関の管理者</u>」の文章を用いるなど御検討ください。</p>	<p>市は、<u>医師や指定届出機関の管理者</u>に対し、電磁的方法による<u>発生届及び退院等の届（新型インフルエンザ等の患者等が入院、退院又は死亡した場合における届出）</u>の提出について周知し、<u>発生届及び積極的疫学調査に関する情報の国のシステムを用いた迅速かつ効率的な収集を図る。</u></p>	<p>「感染症指定医療機関」は呉市にはないため、実態に合わせ「<u>医師や指定届出機関の管理者</u>」に表記を変更し、これ以降の発生届の提出について表現を分かりやすく修正しました。</p>

意見の要旨	修正後（案）	市の考え方等
<p>P 8 3 ⑧—3 医療 対応期 (2) 対応 イ 新型インフルエンザ等に関する医療に係る基本の対応</p> <p>「(ア) (略) また、感染症の発生届及び積極的疫学調査に関する情報を迅速かつ効率的に収集し、感染症対策に活かすため、<u>厚生労働省令で定める感染症指定医療機関</u>に対し、電磁的方法による<u>届出等の義務や、新型インフルエンザ等感染症の患者又は新感染症の所見がある者が入院、退院又は死亡した場合における電磁的方法による報告の義務について周知するとともに、その他医療機関に対しても電磁的方法による届出の活用</u>について周知する。」の部分についても、上記と同様に実態に合わせた文章を御検討ください。</p>	<p>また、感染症の発生届及び積極的疫学調査に関する情報を迅速かつ効率的に収集し、感染症対策に<u>活かす</u>ため、<u>医師や指定届出機関の管理者</u>に対し、電磁的方法による<u>発生届及び退院等の届（新型インフルエンザ等の患者等が入院、退院又は死亡した場合における届出）の提出</u>について周知する。</p>	<p>上記の考え方と同様です。</p>
<p>P 7 6 ⑦—3 ワクチン 対応期 (2) 対応 オ 健康被害救済</p> <p>「(ア) <u>市は</u>、予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について<u>審査を行い、県を通して国に申請する。国の審査結果</u>に基づき給付が行われる。給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は市町村となる。」とあるが、国は審査会での審査、市は調査委員会での調査となるため、市の実態に合わせた修文を御検討ください。</p>	<p>予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、<u>市は</u>、被接種者等からの申請に基づき、<u>呉市予防接種事故処理審査会において審査を行い、その結果を県を通じて国に進達する。その後、国の審査会において、</u>予防接種と健康被害との因果関係について<u>最終的な審査が行われ、その結果</u>に基づき給付が行われる。給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は市町村となる。</p>	<p>予防接種健康被害救済の申請から給付までの流れについて、市の予防接種事故処理審査会による審査を追加し、最終的な審査は国が行うことを明確化しました。</p>

2 今後のスケジュール

今年度中に本計画の策定をし、並びに市民意見募集の結果及び本計画の公表をします。